

## 宮城県公報

行 政 発 行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 条 例

- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 一
- 手数料条例の一部を改正する条例 (財政課) 一
- 県立学校条例の一部を改正する条例 (教育庁高校教育課) 一
- 宮城県県税条例の一部を改正する条例 (税務課) 二
- 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例 (同) 四
- 核燃料税条例の一部を改正する条例 (同) 五
- 自転車安全利用条例 (総合交通対策課) 五
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (薬務課) 七
- 職業能力開発校条例の一部を改正する条例 (産業人材対策課) 八
- 農業大学校条例の一部を改正する条例 (農業振興課) 八
- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (畜産課等) 八
- 国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例 (農村振興課) 九
- 建設業法施行条例の一部を改正する条例 (事業管理課) 九

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県条例第四十四号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

(防疫等作業手当の特例)

11 防疫等作業手当は、第十一条第一項に規定する場合のほか、当分の間、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)又はその疑いのある患者に接して行う作業

二 新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件を処理する作業

三 前二号に準ずるものとして人事委員会規則で定める作業

## 附 則

12 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき三千円(その作業が著しく危険であるとして人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、四千円)とする。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和二年二月一日から適用する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県条例第四十五号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表百七十二の項中「第三十八条の四第二十三項」を「第三十八条の四第二十四項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十六号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「限る。」を「限る。」並びに「に」、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、「並びに令和二年度分の寄宿舎料、入学者選抜手数料（同年度の入學、転入學、編入學、復校又は転籍に係るものに限る。）及び入學金」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号

宮城県条例の一部を改正する条例

第一条 宮城県条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の十二第二項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の二条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請書等の訂正等の期間）

第二十七条 法附則第五十九条第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）

第二十八条 第六十条第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第六十一条の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を令附則第三十八条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合

既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき法施行規則附則第二十八条第一項に規定するところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第六十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第十四条第一項並びに第十四条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条第一項	一年六月以内、同項第二号	当該土地の上にある同項に規定する耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第六十一条の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、第六十条第三項第二号
第十四条の二第一項	から六月以内	から当該土地の上にある第六十条第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで
第十四条の二第二項	六月以内	同項に規定する耐震改修の日後六月以内の日まで
第十四条の二第二項	六月以内	第六十一条の二第一項に規定する耐震改修の日後六月以内の日まで

第二条 宮城県条例の一部を次のように改正する。

附則第二十八条を附則第三十条とし、附則第二十七条の次に次の二条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に係る入場料金等払戻請求権の放棄

第二十八条 法附則第六十条第一項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第五条第四項に規定する指定行事の同

条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第二十九条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例

第二十九条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例

法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

### 第三条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第二十四條中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第六十五條第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもって紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

附則第三条の二第一項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（ $\text{〃}$ ）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において「特例基準割合適用年」という。）を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同条第二項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「当該加算した割合」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前二項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

### 第四条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

第十六條の二第二項中「若しくは第八十一條の二十四第一項」を削る。

第二十七條の二第一項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

第四十三條第一項第一号ハ中「（その終了の日を連結親法人事業年度（法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）終了の日と同じとする事業年度に限る。）」を削り、「との間に連結完全支配関係（同法）を「又は当該法人との間に通算完全支配関係（法人税法）」に、「連結完全支配関係をいう。」がある連結親法人（同条第十二号の六の七に規定する連結親法人をい、当該法人が連結親法人である場合にあつては、当該法人をいう。）の各連結事業年度（同法第十五條の二に規定する連結事業年度をいう。）の連結所得（同法第二條第十八号の四に規定する連結所得をいう。）の金額」を「通算完全支配関係をいう。）がある通算法人（同条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項において同じ。）の同法第二編第一章第一節第一款第一目の

規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額」に改め、同項第二号中「当該事業年度の開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日（同項に規定する六月経過日をいう。）」に改める。

第六十五條第二項ただし書中「〇・七グラム」を「二グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

附則第七條の三第一項中「。以下この条において「平成二十八年地域再生法改正法」という。）を削り、「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第五十三條第二十四項から第二十七項まで及び第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項）を「第五十三條第三十六項から第三十九項まで及び第四十項（同条第四十一項（同条第四十二項）に改め、同条第二項中「同条第二十二項若しくは第二十三項」を「同条第三十四項若しくは第三十五項」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

附則第九條第一項中「第四條の七」を「第四條の三」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第三項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第五項中「又は個別帰属法人税額」を削り、「当該事業年度開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日（法第五十三條第一項に規定する六月経過日をいう。）」に改める。

附則第十條第三項中「第十六項」を「第十五項」に改める。

附則第十條の二の二第一項中「第四條の七」を「第四條の三」に改める。

附則第十條の二の四第一項中「又は同法第二百一十一條第一項の承認を受けていない法人で同法第二條第十六号に規定する連結申告法人に該当するもの」を削る。

附則第十一條第六項中「第四十二條の四第八項第七号」を「第四十二條の四第十九項第七号」に改める。

附則第二十二條の二第一項中「という。）又は」を「という。）、「に基つき」を「又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約（以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。）に基つき」に改め、同条第二項中「という。）又は」を「という。）、「に基つき」を「又は同項第五項第七号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）又は同条第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）から」に、「又は非課税累積投資契約」を「非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「又は累積投資勘定」を「累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
 一 第一条及び次項の規定 公布の日  
 二 第三条中第六十五条第二項にただし書を加える改正規定及び附則第九項の規定 令和二年十月一日

三 第二条及び第三条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第三項及び第四項の規定 令和三年一月一日

四 第四条中附則第二十二條の二の改正規定 令和三年四月一日

五 第四条中第六十五条第二項ただし書の改正規定及び附則第十項の規定 令和三年十月一日

六 第四条（前二号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第五項から第八項までの規定 令和四年四月一日

2 第一条の規定による改正後の宮城県県税条例附則第二十八條の規定は、令和二年四月三十日から適用する。

（延滞金に関する経過措置）

3 第三条の規定による改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）附則第三条の二第一項から第三項までの規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（県民税に関する経過措置）

4 新条例第二十二條の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十四條の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第六号に掲げる規定による改正後の宮城県県税条例（以下「四年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「六号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「所得税法等改正法」という。）第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が六号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、六号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が六号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び六号施行日前に開始した

連結事業年度（四年旧法人税法第十五條の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が六号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、附則第一項第六号に掲げる規定による改正前の宮城県県税条例（以下「四年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

（事業税に関する経過措置）

7 別段の定めがあるものを除き、四年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、六号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が六号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

8 別段の定めがあるものを除き、六号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が六号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、四年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

（県たばこ税に関する経過措置）

9 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

10 附則第一項第五号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十八号

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（平成二十七年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第一号中「第四十一条の下に〔附則第十条の二の二の規定の適用を受ける場合を含む。以下この条において同じ。〕を加え、〔若しくは第十条の二の二〕を削り、同条第二号及び第三号中〔若しくは第十条の二の二〕を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する

る条例（以下「新条例」という。）第二条及び第三条の規定は、令和二年四月一日から適用する。  
（経過措置）

2 新条例第二条の規定により事業税の不均一課税の適用を受けようとする者又は新条例第三条の規定により不動産取得税の課税免除若しくは不均一課税の適用を受けようとする者に係る新条例第四条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合においては、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過した日とする。

核燃料税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十九号

核燃料税条例の一部を改正する条例

核燃料税条例（平成二十九年宮城県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第四十三条の三の十一第一項の規定による検査」を「第四十三条の三の十一第三項の規定による確認」に、「使用前検査」という。）の全てに合格した」を「使用前事業者検査の確認」という。）を受けた」に改め、同項第二号中「第四十三条の三の十五」を「第四十三条の三の十六第一項」に改める。

第四条第三項中「使用前検査の全てに合格した」を「使用前事業者検査の確認を受けた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

自転車安全利用条例をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十号

自転車安全利用条例

（目的）

第一条 この条例は、自転車の安全利用の促進について、基本理念を定め、県、県民、自転車利用者その他の関係者の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって歩行者、

自転車、自動車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 県民等 県民又は県内に滞在し、若しくは県内を通過する者をいう。
- 三 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 五 関係機関 自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び市町村の機関をいう。
- 六 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。
- 七 事業者 事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- 八 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- 九 自転車貸出業者 道路（法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。第十二条及び第十四条第四項において同じ。）において利用する自転車の貸出しを業とする者をいう。
- 十 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 十一 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済をいう。

（基本理念）

第三条 自転車の安全利用の促進は、自転車の利用が環境への負荷の低減、県民等の健康の増進、災害時における交通の機能の維持、観光の振興等に資するものであるとの基本的認識の下、県、県民等、自転車利用者、保護者、関係団体等が連携して、自転車が関係する交通事故の防止を図ることを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 自転車の安全利用について理解を深めるための学童期から高齢期までの各段階に応じた交通安全に関する教育及び啓発
- 二 乗車用ヘルメットの着用の促進

三 自転車の定期的な点検及び必要な整備の促進  
 四 県民等、自転車利用者、保護者、市町村、関係団体、事業者等が実施する自転車の安全利用の促進に関する取組に対する情報の提供、助言その他の支援

五 学校における交通安全に関する教育及び啓発のための情報の提供その他の必要な支援  
 六 前各号に掲げるもののほか、自転車の安全利用を促進するために必要な施策

2 県は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、必要に応じて、これらの者に対して協力を求めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、自転車の安全利用について理解を深め、家庭、学校、地域、職場等における自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、県及び関係機関が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第六条 自転車利用者は、法その他の関係法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、車両(法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)の運転者としての責任を自覚し、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、他人に迷惑を及ぼすおそれがある運転をしないよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、自転車で歩道(法第二条第二号に規定する歩道をいう。)を通行する場合において、その通行が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、あらかじめ当該自転車を押し、て歩く等、当該歩行者の安全に配慮するよう努めなければならない。

4 自転車利用者は、自転車横断帯(法第二条第一項第四号の二に規定する自転車横断帯をいう。)が併設されていない横断歩道(同項第四号に規定する横断歩道をいう。以下この項において同じ。)を歩行者用信号機(同条第一項第十四号に規定する信号機で歩行者の通行の用に供するものをいう。)に従って自転車で通行する場合において、その横断歩道に通行している歩行者がいるときは、当該自転車を押し、て歩く等、当該歩行者の安全に配慮するよう努めなければならない。

5 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

6 自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第七条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

なければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。

4 七十歳以上の者の親族は、自転車を利用する当該七十歳以上の者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する助言その他の自転車の安全利用のために必要な助言をするよう努めなければならない。

(学校の長の責務)

第八条 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第九条 関係団体は、法その他の関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 関係団体は、県及び関係機関が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第十条 事業者は、自転車で通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に、自転車の安全利用に必要な啓発及び指導を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、自転車の安全利用について理解を深め、その事業活動を通じ、自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、県及び関係機関が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、事業の用に供する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第十一条 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車の安全利用、点検及び整備の方法に関する情報その他の必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車貸出業者の責務)

第十二条 自転車貸出業者は、その貸出しを受けて道路において自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

(自動車等を運転する者の責務)

第十三条 自動車（法第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。）又は原動機付自転車（同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。）を運転する者は、自転車の側方を通過するときは、交通事故を防止するため、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

（自転車損害賠償保険等への加入）

第十四条 自転車利用者（未成年者及び業務のために自転車を利用する者を除く。）は、自らが被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車利用者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その業務において従業者が自転車を利用させるに当たっては、当該従業者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

4 自転車貸出業者は、その貸出しを受けて道路において自転車を利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

5 県は、関係機関と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供、啓発その他の必要な施策を実施する。

6 学校の長は、その児童、生徒若しくは学生又はこれらの保護者に対し、自転車損害賠償保険等に關する情報を提供するよう努めなければならない。

（自転車損害賠償保険等への加入の確認）

第十五条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを認めるときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

（道路交通環境の整備）

第十六条 県は、関係機関と相互に連携し、自転車利用者が自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備に関する事業を推進するものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（覚せい剤取締法施行条例の一部改正）

第一条 覚せい剤取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

覚せい剤取締法施行条例

第一条中「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改める。

第二条の見出し及び第三条の見出し中「覚せい剤施用機関」を「覚せい剤施用機関」に改める。

第四条の見出し中「覚せい剤施用機関」を「覚せい剤施用機関」に改め、同条第二項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第五条の見出し中「覚せい剤施用機関」を「覚せい剤施用機関」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「覚せい剤」を「覚せい剤」に改める。

第七条の見出し中「覚せい剤施用機関」を「覚せい剤施用機関」に改める。

第八条の見出し、第九条の見出し及び第十条（見出しを含む。）中「覚せい剤」を「覚せい剤」に改める。

第十一条の見出し中「覚せい剤原料取扱者」を「覚せい剤原料取扱者」に改め、同条中「覚せい剤原料取扱者」を「覚せい剤原料取扱者」に、「覚せい剤取締法施行規則」を「覚せい剤取締法施行規則」に改め、同条第一号及び第二号中「覚せい剤原料」を「覚せい剤原料」に改める。

第十二条の見出し中「覚せい剤原料取扱者」を「覚せい剤原料取扱者」に改め、同条第一項中「覚せい剤原料取扱者」を「覚せい剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料の」を「覚せい剤原料の」に改める。

第十三条の見出し中「覚せい剤原料取扱者」を「覚せい剤原料取扱者」に改める。

第十四条の見出し中「覚せい剤原料」を「覚せい剤原料」に改める。

第十五条第一項中「覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者」を「覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者」に改め、同条第二項中「覚せい剤原料」を「覚せい剤原料」に改め、同条第三項中「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」と、「同条」とあるのは「同項」に、「覚せい剤」

を「覚醒剤」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

第十六条第一項第一号中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に改め、同項第二号中「覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」を「覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」に改め、同項第三号中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に改め、同項第四号中「覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」を「覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」に改め、同項第五号中「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に改め、同項第六号中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改め、同項第七号中「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改め、同項第八号中「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に改め、同項第九号中「覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に改める。

附則第四項中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改める。

(宮城県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第二条 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤及び」を「覚醒剤及び」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定(第十五条第三項の改正規定(第三十条の十四)を「第三十条の十四第一項」と、「同条」とあるのは「同項」に改める部分に限る。)に限る。による改正後の覚醒剤取締法施行条例第十五条第三項の規定は、令和二年四月一日から適用する。

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十二号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例(昭和四十九年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。  
附則第五項中「入学金」の下に「並びに令和二年度分の入学者選抜手数料」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例(昭和五十八年宮城県条例第十七号)の一部を次のように改正する。  
附則第四項中「(次項)」を「及び入学者選抜手数料(次項)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十四号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特種勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号中「ブルセラ病、結核病」を「ブルセラ症、結核」に改める。

(家畜伝染病予防法施行条例の一部改正)

第二条 家畜伝染病予防法施行条例(平成十二年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。  
第十一条中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

別表一の項中「結核病」を「結核」に、「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「家さんサルモネラ感染症」を「家さんサルモネラ症」に改め、同表二の項中「家さんサルモネラ感染症」を「家さんサルモネラ症」に改める。

(家畜検査手数料条例の一部改正)

第三条 家畜検査手数料条例(平成十八年宮城県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「結核病」を「結核」に改め、同項第二号中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条中家畜伝染病予防法施行条例第十一条の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十五号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十四年宮城県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第一号の二」を「第一号の三」に改める。

第四条第二項中「第五十二条第一項第一号の二」を「第五十二条第一項第一号の三」に、「同項第一号の二」を「同項第一号の三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建設業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十六号

建設業法施行条例の一部を改正する条例

建設業法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次項において「申請者」という。」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。